

平成24年度 第4回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会次第

日 時 平成25年2月18日（月）午後1時から

場 所 佐倉市役所 社会福祉センター小会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 敬老事業見直しについて（報告）

(2) 平成24年度公募施設の開設予定について（報告）

(3) 地域包括支援センター運営委員会

・平成25年度地域包括支援センターの委託について

3. その他

4. 閉 会

## 資料1

## 敬老事業見直し(案)

	敬老金贈呈事業		敬老会事業		はりきゅうマッサージ		総額		差し引き	高齢者見守り事業
	現行	見直し	現行	見直し	現行	見直し	現行	見直し		新規
平成23年度	34,730,000		28,967,130		21,204,600		84,901,730			
平成24年度	37,690,000		29,496,734		26,569,786		93,756,520			
平成25年度	39,230,000	3,250,000	30,162,323	45,361,723	27,606,822	13,803,411	96,999,145	62,415,134	34,584,011	7,000,000
平成26年度	43,990,000	3,640,000	32,593,540	48,948,540	28,100,085	14,050,043	104,683,625	66,638,583	38,045,043	805,000
平成27年度	45,580,000	3,900,000	34,350,112	51,748,312	28,597,899	14,298,949	108,528,010	69,947,261	38,580,749	910,000
平成28年度	48,490,000	4,160,000	35,142,948	52,771,148	28,974,217	14,487,108	112,607,165	71,418,256	41,188,908	929,250
平成29年度	50,310,000	4,390,000	37,866,843	56,998,243	29,259,072	14,629,536	117,435,915	76,017,779	41,418,136	931,700
平成30年度	50,710,000	4,550,000	39,385,441	59,922,041	29,476,126	14,738,063	119,571,567	79,210,104	40,361,463	1,012,200
平成31年度	53,290,000	4,860,000	41,258,488	62,687,288	29,691,360	14,845,680	124,239,848	82,392,968	41,846,880	781,550
平成32年度	57,440,000	4,990,000	41,626,204	64,314,204	29,857,905	14,928,952	128,924,109	84,233,156	44,690,952	743,750
平成33年度	63,790,000	5,150,000	42,211,164	65,442,364	29,950,733	14,975,366	135,951,896	85,567,730	50,384,166	1,134,350
平成34年度	66,020,000	5,490,000	45,343,070	70,851,870	30,014,438	15,007,219	141,377,509	91,349,090	50,028,419	1,171,450
25～34合計	518,850,000	44,380,000	379,940,133	579,045,733	291,528,657	145,764,328	1,190,318,790	769,190,062	421,128,728	15,419,250
主な変更内容	祝金対象者 80歳=1万円 88歳=3万円 99歳=5万円 100歳以上=10万円	祝金対象者 99歳=2万円 100歳=5万円 ⇒80歳88歳 100歳以上を 廃止 ◆88歳につ いては、敬老 会事業より、 金額を下げ 贈呈。	記念品 75歳以上=600円 90歳=3000円 ★佐倉市民 憲章推進協 議会による 賞状+額+カ ステラの贈 呈(調整中)	記念品 75歳以上=1000円 88歳=1万円 90歳=1万円 ⇒記念品の 単価を引き 上げ、地域 商品券とし て配布予 定。	対象者 60歳以上+障 害者 年間=24枚 1回当たり=600円 ★60歳以上 人口=61,221人 ★60歳以上 非課税者=30,654人	対象者 60歳以上+障 害者 年間=12枚 1回当たり=600円	※事業の見直しを行わないまま、対象者が増加した場合	★平成24年度の予算総額と平成34年度予算総額とほぼ同額とすることを目標にした。	★削減額について ①高齢者見守り事業(75歳以上を対象に、救急医療情報キットの配布)	対象者数×単価(350円) ※1セット=容器・医療情報用紙・シール・パンフレット
佐倉市高齢者福祉・介護推進懇話会からの主な意見	①生命と安全に関わることを最優先するとともに、現在、利用している方等を考慮して全体バランスの見直しを行うこと ②高齢者自身が生きてて良かったと思える政策について行うこと ③高齢者の所得に応じた見直しを行う ④事業運営としては、地域の方に参加してもらえるような事業、利用しやすく、参加しやすい									

## 敬老事業の見直し（案）

### 1. 敬老3事業の見直し

佐倉市敬老祝金贈呈に関する条例に基づく①『佐倉市敬老祝金贈呈事業』、②『敬老事業運営事業』、佐倉市はり、きゅう、マッサージ等施設利用助成規則に基づく③『はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業』は、今後、高齢者人口が増加していく中で、対象事業経費及び事務量が増加することから、事業経費及び事務改善を進めるものです。

### 2. 見直し方針

敬老3事業は、高齢者人口が増加することにより、事業経費が拡大する。また、敬老3事業の内、敬老祝金贈呈事業及び敬老会は、それぞれの節目ごとに、お祝いを実施していることから、これらを総合的に精査し行い、平成24年度総事業費93,756,520円と10年後の平成34年度の総事業費と同程度にすることを目標として検討する。

### 3. 結 論

現在の敬老3事業を個別に見直しをすると、対象人口が増加することから削減は見込めない。敬老祝金において80歳・88歳・99歳・100歳等の節目ごとのお祝いについては、敬老会事業の中に一部移行することで、敬老に関する敬意の精神を引き継ぎ、事業の継続を行うとともに、記念品を地域商品券（地域振興券）とし、利用を市内限定とすることで、地域経済への貢献の一助とする。

このことから、平成24年度3事業費総額 93,756,520円から平成34年度事業費総額 91,349,090円となり、10年間の差引額421,128,728円が削減額となる。

#### ◆主な変更内容

##### ①敬老祝金贈呈事業

⇒ア) 現在の対象者80歳・88歳・99歳・100歳以上を99歳と100歳に変更する。

##### ②敬老会事業

⇒ア) 敬老会事業対象者の年齢の見直しは、実施せず現状の75歳以上。

##### ③はり・きゅう・マッサージ助成制度

⇒ア) 年間発行枚数を24枚から12枚にすることにより、支出の削減を図る。

## 資料1（参考）

### ◆参考資料

#### （1）これまでの事業見直し経過

##### ①敬老祝金贈呈事業

- ・平成10年度以前は、80歳以上を対象に8千円を贈呈。
- ・平成10年度より現在の80歳（1万円）・88歳（3万円）・99歳（5万円）・100歳以上（10万円）に限定し、贈呈額を定め実施。

##### ②敬老会事業

- ・平成15年度から70歳以上から75歳以上に引き上げ。
- ・平成17年度から記念品90歳以上から90歳に変更、また、5千円から3千円に引き下げ。
- ・結婚50周年記念事業廃止。

※平成20年度から事業運営費として480万円を事業経費として増額。

※毎年、対象者が増加していることから、関係者の食糧費等の減額を実施。

##### ③はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業

- ・平成7年度700円を1000円に引き上げ。
- ・平成8年度65歳以上から60歳以上に引き上げ。
- ・平成17年度から1000円を600円に引き下げ。

#### （2）佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会の主な意見

この度の事業見直しにさきがけ、市民委員で構成する『佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会』（平成24年10月15日）に、これまでの見直し経過及び今後の状況を説明し、見直しの方向性についてご意見をいただいております。

- ①生命と安全に関わることを最優先するとともに、現在の利用対象者を考慮して見直しを行うこと
- ②高齢者自身が生きていて良かったと思える政策を行うこと
- ③高齢者の所得に応じた見直しを行うこと

#### （3）敬老3事業の現状及び変更例

##### 1）敬老3事業の現状

①敬老祝金贈呈事業では、80歳（傘寿）88歳（米寿）99歳（白寿）100歳（紀寿＝百寿）、100歳以上、最高齢者訪問のお祝いを行っている。※（77歳＝喜寿）は実施していない。

また、敬老会事業では、90歳（卒寿）のお祝いを行っている。

さらに、90歳のお祝いについては、佐倉市民憲章推進協議会（自治人権推進課）により賞状、額、カステラの贈呈を行っている。

②敬老会事業の開催については、賛否が問われていますが、これまでの経過、この様な組織運営を一度廃止した場合に、再度組み上げるには、これまで以上の労力と時間を要します。

現在、実施している方々のモチベーションを下げることなく実施していく必要があると考える。

③はり・きゅう・マッサージ等施設利用助成事業は、60歳以上の高齢者及び障害者を対象としたものです。

## 資料1 (参考)

### 2) 敬老事業の変更例

#### ①敬老祝金贈呈事業

ア) 現在の対象者 80 歳・88 歳・99 歳・100 歳以上を99 歳と100 歳に変更する。

**解説**⇒80 歳・100 歳以上については、贈呈を廃止。88 歳については、敬老会事業の中に組み込み、3 万円の贈呈額を1 万円として贈呈する。敬老会事業については、増額されるが、差額の2 万円分を削減が出来ること及び事務量も削減され、事務改善が図れる。

イ) 88 歳と100 歳に変更する。

**解説**⇒88 歳と100 歳とした場合、11,220 千円⇒21,030 千円となる。事務的にも1000 件を超え、事務改善とならない。

#### ②敬老会事業

ア) 敬老会事業対象者の年齢の見直しは、実施しない。

**解説**⇒対象者の見直しは行わないが、敬老金事業の88 歳、佐倉市民憲章推進協議会の90 歳祝い事業を取組んでいく。また、記念品の額75 歳以上600 円を1000 円に、88 歳1 万円、90 歳3 千円を1 万円に増額する。さらに、記念品を地域商品券(地域振興券)とし、利用を市内限定とすることで、地域経済への貢献の一助とする。(敬老金80 歳を考慮すると、80 歳に2 千円とした場合、年間約200 万円増)

イ) 敬老会事業対象者の年齢を77 歳(喜寿)に変更する。

**解説**⇒削減だけを考慮すると実施することも可能であるが、今後の見直しの余地も残す。

#### ③はり・きゅう・マッサージ助成制度

ア) 年間発行枚数を24 枚から12 枚にすることにより、支出の削減を図る。 ⇒削減率50%

**解説**⇒対象年齢は、現行のまま。発行した助成券の消化率から見ると不具合は生じない。

イ) 60 歳以上の個人所得非課税者のみの発行(30,654 人/61,221 人)。 ⇒削減率50%

**解説**⇒対象年齢は、現行のまま。所得の制限があるため、課税者で使用している方に不便を生じる可能性がある。

ウ) 60 歳以上を75 歳以上(後期高齢者対象)とする。平成23 年度実績約32%⇒削減率68%

**解説**⇒県からの補助金対象者に絞ることにより、支出の大幅な削減が図れる。(事務量の削減も図れる)

## 資料2 平成24年度公募施設の開設予定について

平成24年10月29日現在(市長用)

No.	応募種別	選定結果	施設名称	選定予定地	募集圏域	摘要	公募数	整備予定数	圏域	公募期間	選定日	施設開設予定	
1	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	★社会福祉法人 誠友会	白翠園	佐倉市岩名1011番地	市内全域	増設	50床	50床	佐倉	4月20日(金) ～ 5月18日(金)	5月29日	25年10月予定	
		★社会福祉法人 壮健会	(仮称)さくらの里	佐倉市飯重622番地	臼井千代田	新設	100床	100床	臼井・千代根郷 和田弥富			26年3月予定	
2	介護老人保健施設	★医療法人社団 葵会	(仮称)葵の園・佐倉南	佐倉市城字松が丘188番33	根郷和田弥富	新設	100床	100床	根郷 和田弥富	5月1日(火) ～ 6月8日(金)	6月26日	26年3月予定	
3	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	★(有)オーケーサービス	(仮称)あゆたの森	佐倉市上座1166-1の一部	志津北部	新設	18床	18床	志津北部				25年7月予定
		★メディカル・ケア・サービス(株)	(仮称)愛の家グループホーム佐倉西志津	佐倉市西志津1丁目16番地	志津南部		18床	18床	志津南部				25年2月予定
4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	★社会福祉法人 生活クラブ	生活クラブ風の村さくら	佐倉市山崎字石井戸529-1	市内全域	新設	1箇所	1箇所	佐倉			25年2月予定	
5	特定施設入居生活介護	★社会福祉法人ひまわりの里	染井野ヒルズひまわりの里	佐倉市生谷1575-5	市内全域	新設及び 転換	140床	25床	佐倉	5月1日(火) ～ 7月2日(月)	7月17日	24年10月1日より	
		★(株)シダー	(仮称)ラナシカさくら	佐倉市寺崎地区36街区2-1、2-2				60床	根郷			25年8月予定	
6	小規模多機能居宅介護	★(仮称)社会福祉法人 眞栄会	(仮称)眞栄の里	下志津下志津213、他6筆	臼井・千代田以外	新設	100名	1施設 25名	志津南部	9月3日(火) ～ 9月18日(火)	10月1日	25年10月予定	
7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特養)				市内全域			1施設 29床					

## 平成 24 年度 佐倉市地域包括支援センター 運営協議会資料

- 佐倉市地域包括支援センター評価委員会設置要綱・・・1～2
  
- 佐倉市地域包括支援センター評価表・・・・・・・・3～8
  
- 佐倉市地域包括支援センター評価結果一覧・・・・・・・・9

## 佐倉市地域包括支援センター評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市が地域包括支援センター事業を市内高齢者日常生活圏域ごとに法人に委託して実施するに当たり、その運営状況を適正に評価するため、佐倉市地域包括支援センター評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括支援センター事業の運営状況について評価すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

### (任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員長は福祉部長を、副委員長は高齢者福祉課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員)

第6条 委員は、社会福祉課長、障害福祉課長及び福祉部調整担当の職にある者をもって充てる。

- 2 前項の委員に事故がある場合は、あらかじめ当該委員の指名する職員がその職務を代理するものとする。

### (会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要に応じて関係者又は有識者から意見を聴くことができる。

### (評価事項)

第8条 第2条第1号の規定による評価は、別に定める佐倉市地域包括支援センター評価基準（以下「評価基準」という。）により、次に掲げる区分ごとに行うものとする。

- (1) 業務全般の運営体制及び管理
- (2) 包括的支援事業

(3) 介護予防事業・任意事業

(4) その他評価に関し必要な事項

(評価の方法)

第9条 委員会は、評価に当たり、地域包括支援センターの現状を把握するため現地にて実地確認を行うとともに、評価の会議において、実績報告、自己評価及び実地調査の状況に基づき運営法人からヒアリングを行うものとする。

2 各委員は、提出された事業の実績報告、自己評価の内容等について、評価基準に基づき、運営法人ごとに評価点を算出するものとする。

3 評価は、前項の規定により算出された委員の評価点の合計をもって、総合点を算出するものとし、これにより次年度の事業委託継続の適否について判断するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、当該法人に改善方針の提出を求めるものとする。

(1) 評価基準に係る合計点が満点の60パーセントに満たないとき。

(2) 各大項目の小計が大項目における満点の50パーセントに満たないとき。

4 委員会は、運営法人から前項の改善方針が提出された場合は、当該運営法人における早期の改善見込みについて評価し、確実に早期の改善が見込まれる場合を除き、次年度の委託契約更新予定者から除外するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行の日以後において、最初に委員長、副委員長及び委員となった者の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則 (平成22年3月31日決裁21佐高第747号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日決裁23佐総第1836号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月21日決裁24佐高第882号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

業務名	大項目	No.	業務基準	No.	自己評価			状況(包括支援センター記入)	状況(担当班記入)	確認資料等	評点					
共通業務	I 運営体制	1	資格、職歴、経験等を考慮し、高度な専門知識と十分な経験を積んだ専門三職種1名以上配置している。	1	4～9月期での専門三職種の交代がありましたか	はい	いいえ	■交代のあった職種( )内に回数を記載 ( )社会福祉士 ( )保健師 ( )主任介護支援専門員		◆実績報告 (職員体制)	1	2	3	4	5	×1
				2	相談援助業務の経験豊富な職員を配置している。もしくは、職場内でのOJT体制を確保し、実務経験の浅い職員へのフォローを行っていますか？	はい	いいえ	■9月末現在三職種の在籍年数(現包括) ○社会福祉士( ) ○保健師( ) ○主任介護支援専門員( )								
		2	業務量に対応した適切な職員数を配し、フレックスタイム制等の勤務体制を活用して適正な労務管理を行っている。	3	特定職員の時間外勤務が多くなるなど、加重労働にはなっていませんか	いない	いる	■工夫していること		◆実績報告 (勤務時間)	1	2	3	4	5	×1
				4	開所時間中に来所したかたについては、いつでも対応出来る体制を整えていますか？	はい	いいえ	■体制(日曜日を含む)								
		3	施設は法人本体施設等と分離し、地域の利便良い場所に設置され、わかりやすく安全な環境にある。	5	看板案内板の大きさ、設置場所など、相談者が迷わず来所できる工夫をしていますか	はい	いいえ	■工夫していること		○現地調査	1	2	3	4	5	×1
				6	施設入口が開放的で、事務所内が明るく、来所しやすい雰囲気になっていますか？	はい	いいえ									
				7	施設や設備のバリアフリー化について、十分な配慮がなされていますか？	はい	いいえ									
		4	プライバシーが保たれさまざまな地域情報がわかりやすく配架されて、利用者が相談しやすい事務所になっている。	8	相談者のプライバシーに配慮した相談専用ブースを設けていますか？	はい	いいえ	■工夫していること		○現地調査	1	2	3	4	5	×1
		5	関係法令や要綱、基準等介護保険制度、市のマニュアル等センター運営方針を職員が十分に理解し職務に当たると共に、地域への周知に努めている。	9	職員全員が地域包括支援センター業務マニュアルを熟知し、マニュアルに沿った対応を行っていますか	はい	いいえ	■工夫していること		★センターパンフレット	1	2	3	4	5	×1
				10	地域包括支援センターの認知度をたかめるための周知活動を積極的にを行っていますか？	はい	いいえ	■工夫していること								
		6	職場内研修、外部研修や自主的な研修等を通じて専門職としての資質向上への取り組みを積極的に進めている。	11	危機管理や個人情報の取り扱いなど、地域包括支援センターの運営上必要な専門的な研修に参加していますか？	はい	いいえ	■工夫していること		◆実績報告 (研修参加状況)	1	2	3	4	5	×1
			小計													/30

業務名	大項目	No.	業務基準	No.	自己評価			状況(包括支援センター記入)	状況(担当班記入)	確認資料等	評点						
					はい	いいえ					1	2	3	4	5	×	1
一 共通業務	Ⅱ 業務管理	7	年間事業計画と予算に沿った運営を行い、事業報告や決算等会計処理が適切に管理されている。	12	年間事業計画と予算に沿った運営を行い、事業報告や会計処理が適切に行っていますか？	はい	いいえ	■取組み状況		★収支報告 (8月迄)	1	2	3	4	5	×	1
		8	計画性が高く効率的な業務運営により、センター事業が良好な会計収支を保てるように努めている。	13	地域包括支援センター運営が良好な会計収支を保つことができるよう、努めていますか？	はい	いいえ				1	2	3	4	5	×	1
		9	業務全般に渡って常に公平・中立な立場で運営に当たっているかなど、定期的・自主的評価を行い、課題や改善点など見直しの視点を持っている。	14	地域包括支援センター業務の中立性・公正性を保つための取組みをしていますか？	はい	いいえ				1	2	3	4	5	×	1
		10	ケースファイル等の個人情報や実績データなどセンターが所管する情報を的確に管理している。	15	個人情報や実績データなど、所管する情報が漏洩しないよう、取扱ルールが守られていますか？	はい	いいえ	■管理方法		○現地調査	1	2	3	4	5	×	1
				16	個人情報の取扱ルールが守られていることを定期的に確認していますか？	はい	いいえ				■定期的な確認方法		1	2	3	4	5
		11	休日夜間等緊急時の相談受付体制が整備され、迅速適切な対応が実施されている。	17	休日夜間等緊急時の相談受付体制が整備され、機能していますか？	はい	いいえ	■相談受付体制(別添も可)			1	2	3	4	5	×	1
		12	利用者や家族などからの苦情に迅速的確に対応し、経過等を記録すると共に必要に応じて市に報告している。	18	地域包括支援センター業務で想定される様々な事故を想定し、相談苦情事故等対応マニュアルを整備していますか？	はい	いいえ			★相談苦情事故等対応マニュアル	1	2	3	4	5	×	1
				19	利用者や家族、他機関からの苦情に対して、迅速に対応し、市への報告を行っていますか？	はい	いいえ				★苦情対応処理簿						
					小計												

業務名	大項目	No.	業務基準	No.	自己評価		状況(包括支援センター記入)	状況(担当班記入)	確認資料等	評点										
二包括的支援事業	Ⅲ・介護予防ケアマネジメント	13	利用者・家族の他、市や関係機関等複数の把握経路から適切に要支援者や二次予防事業の対象者の情報把握に努めている。	20	市からの情報提供のほか、利用者、家族や他関係機関など、あらゆる把握経路から積極的に要支援者や二次予防事業の対象者の情報把握に努めていますか？	はい	いいえ	■工夫していること		◆実績報告 (二次予防事業の対象者把握状況)	1	2	3	4	5	×3				
				14	一人暮らし、認知症や閉じこもりなど利用者の状況に応じたアプローチ、チーム連携、地域連携が実施されている。	21	常に情報を共有し、チームアプローチで支援が実施できる体制が整っていますか？	はい			いいえ	■工夫していること			1	2	3	4	5	×3
						22	一人暮らし、認知症や閉じこもりなど、利用者の状況に応じた支援を行うために、関係機関との情報の共有化や連携をはかるための体制が整えられていますか？	はい			いいえ	■連携体制								
		15	利用者についての確かなアセスメントに基づく具体的な目標が設定され、効果的な支援体制によるプランが提案されている。	23	市からの情報提供に基づき、二次予防事業の対象者に対するアセスメントを行い、その状態を総合的に把握していますか？	はい	いいえ	■工夫していること				1	2	3	4	5	×3			
				24	二次予防事業のアセスメントに基づき実現可能な具体的な目標を設定し、効果的なプランを提案するなど、目標達成のための効果的な支援を行っていますか？	はい	いいえ	■工夫していること												
				25	要支援者の十分なアセスメントを行い、状態にあった具体的な目的志向型の目標設定、実現に向けたケアプランの作成ができていますか？	はい	いいえ	■工夫していること												
		16	定期的にモニタリングを行うとともに、目標の達成度について評価・見直しを行い、次の目標設定に繋げている。	26	定期的なモニタリングを行うとともに、目標の達成度について評価・見直しを行うと共に、介護予防事業終了後の目標設定や、介護予防の実践にむけた取り組みについて話しあっていますか？	はい	いいえ	■工夫していること				1	2	3	4	5	×3			
				27	定期的なモニタリングと評価を実施し、ケアプランの見直しを行うなど、状態の改善に向けた支援を行っていますか？	はい	いいえ	■工夫していること												
		17	地域の自主的な介護予防への取り組み活動を支援している。	28	高齢者クラブやボランティアなど、地域の自主的な介護予防への取り組みを支援していますか？	はい	いいえ					◆実績報告	1	2	3	4	5	×3		
		18	予防給付ケアプランの再委託を行う事業所やサービス事業所の選定は常に公平中立に行っている。	29	予防給付のケアプランを委託する居宅介護支援事業所の選定は公平に行っていますか？	はい	いいえ					◆実績報告 (プラン委託先・事業所選定状況)	1	2	3	4	5	×3		
				30	介護予防サービスの依頼にあたっては、利用者の希望を重視しつつ、公平・中立に事業所を選定していますか？	はい	いいえ	■工夫していること												
					小計													/90		

業務名	大項目	No.	業務基準	No.	自己評価		状況(包括支援センター記入)	状況(担当班記入)	確認資料等	評点						
二包括的支援事業	IV・総合相談	19	要援助者、家族、地域関係者からの相談に、迅速かつ真摯に対応するとともに、地域資源等の実態把握に努めている。	31	要援助者、家族、地域関係者からの相談に、迅速かつ真摯に対応していますか？	はい	いいえ	■工夫していること		◆実績報告	1	2	3	4	5	×2
		20	地域訪問活動等能動的支援により、隠れた要援助者の地域的把握に努めている。	32	支援を必要とする高齢者を把握するため、積極的な訪問活動に努めていますか？	はい	いいえ	■取組み状況		◆実績報告	1	2	3	4	5	×2
		21	保健・医療・介護の専門機関、民生委員、町内会等地域と連携した総合的継続的相談支援体制の構築を進めている。	33	保健・医療・介護の関係機関、民生委員、町内会等の地域住民と連携を深めるための体制づくりができていますか？	はい	いいえ	■取組み状況		◆実績報告	1	2	3	4	5	×2
		22	市関係課等に適時報告するとともに保険対象外などのさまざまなサービス情報をわかりやすく提供している。	34	介護保険外のサービスやボランティア等、支援に有効と思われる地域情報を収集し、案内できる様にまとめて整理されていますか？	はい	いいえ	■工夫していること		○現地調査	1	2	3	4	5	×2
		23	地域ケアネットワーク構築への社会資源の発掘、開発に向けて地域の方々や関係機関に接し、信頼関係の構築に努めている。	35	地域ケアネットワーク構築への社会資源の発掘、開発に向けて地域の方々や関係機関に接し、顔の見える関係を作っていますか？	はい	いいえ	■顔なじみになった地域組織		◆実績報告	1	2	3	4	5	×2
		24	ケア会議等情報の共有化によるチーム対応を推進すると共に支援方針にリーダーシップが発揮されている。	36	情報の共有化によるチーム対応を推進し、他機関を含め、支援チームにおけるリーダーシップを発揮していますか？	はい	いいえ	■工夫していること		◆アンケート調査結果	1	2	3	4	5	×2
		小計										/60				
V・権利擁護		25	成年後見制度や日常生活自立支援事業を理解し、地域広報活動や適切なサービス機関に繋げる支援を行っている。	37	成年後見制度や日常生活自立支援事業の広報や、適切な利用支援に繋げるための活動を行っていますか？	はい	いいえ	■工夫していること			1	2	3	4	5	×2
		26	高齢者虐待について地域把握に努めるとともに、市のマニュアルを遵守した予防や早期発見の啓発、迅速な事実確認、報告、措置や緊急的サービス利用に繋げる支援を行っている。	38	高齢者虐待の把握に努め、迅速な事実確認、報告、措置や緊急的サービスの利用など、適切な対応・支援を行えるよう、体制を整えていますか？	はい	いいえ	■工夫していること		◆実績報告	1	2	3	4	5	×2
				39	佐倉市高齢者虐待対応マニュアル(地域包括支援センターマニュアル)を遵守して対応をしていますか？	はい	いいえ	■工夫していること								
		27	困難事例や消費者被害に対して、適時ケースカンファレンスや情報の共有化、支援ネットワークの形成を図っている。	40	個々の必要に応じて関係者のカンファレンスを開催(もしくは参加)し、情報の共有化、見守りネットワークの構築のための連携をとっていますか？	はい	いいえ	■工夫していること		◆実績報告	1	2	3	4	5	×2
				41	消費者被害等に対して、関係機関との情報の共有化を図り、適切な支援を行えるようにしていますか？	はい	いいえ	■工夫していること								
小計										/30						

業務名	大項目	No.	業務基準	No.	自己評価		状況(包括支援センター記入)	状況(担当班記入)	確認資料等	評点						
二包括的支援事業	VI・包括的・継続的ケアマネジメント支援	28	地区踏査、統計データなどさまざまな情報をもとに、地域の高齢者に関する課題を把握し、課題解決に必要なネットワークについて具体化のうえ整理している。	42	地区踏査、統計データなど客観的情報をもとに、地域課題を把握し、課題解決に必要なネットワークづくりに向け具体的計画を策定していますか？	はい	いいえ			◆見守りネットワーク事業計画	1	2	3	4	5	×1
		29	地域ケア推進のための連携会議等を定期的に開催している。	43	地域ケアネットワーク構築に向け、連携のための会議の開催、もしくは既存会議への出席をしていますか？	はい	いいえ	■様式2【他機関連携会議開催状況】を参照		◆実績報告	1	2	3	4	5	×1
		30	介護支援専門員のネットワークづくり、資質向上への研修などを支援している。	44	相談内容の分析等から、介護支援専門員共通の課題を把握し、研修会の開催等ケアマネジメント全般に渡る資質向上に向けた取り組みを行っていますか？	はい	いいえ	■取組み状況		◆実績報告	1	2	3	4	5	×1
		31	相談内容などの情報を統計的に整理分析して、介護支援専門員共通の課題把握に努め、他圏域のセンターや市と連携しながらケアマネジメント全般に渡る資質向上への指針づくりを進めている。	45	相談内容の分析等から、介護支援専門員共通の課題を把握し、研修会の開催等ケアマネジメント全般に渡る資質向上に向けた取り組みを行っていますか？	はい	いいえ			◆実績報告	1	2	3	4	5	×1
		32	相談者への傾聴、同行訪問等により介護支援専門員の気づきや課題把握を通じて同様の課題が発生した時自らの力で対応ができるよう援助指導している。	46	介護支援専門員の気づきを支援し、同様の課題が発生した時に自らの力で対応ができるよう、個別に指導・援助を行っていますか？	はい	いいえ	■工夫していること		◆実績報告	1	2	3	4	5	×1
		小計														
三介護予防事業・任意事業	VII・介護予防講座	33	介護予防教室を、地域全体の介護予防向上のためのツールとして位置づけ、地域のサークルや自治会、福祉委員等と協力し、連携をとって実施できている。	47	介護予防教室を、地域全体の介護予防向上のためのツールとして、地域のサークルや自治会、福祉委員等と協力し、連携をとって実施していますか？	はい	いいえ	■取組み状況		◆実績報告	1	2	3	4	5	×1
		34	地域住民や参加者の課題・ニーズを把握し、それらの課題解決に向けた内容、会場の選定、周知方法などを考慮して実施できている。	48	地域住民や参加者の課題・ニーズを統計データ等を活用し、客観的に分析・把握していますか？	はい	いいえ	■取組み状況		◆実績報告	1	2	3	4	5	×1
				49	把握された課題解決に向けた講座内容、会場の選定、周知方法などを考慮して実施できましたか？	はい	いいえ	■工夫していること								
				50	効果を測定するためのツールを用意し、事業の評価を行っていますか？	はい	いいえ	■取組み状況								
		35	参加者の自主グループ化やその支援などを視野に入れて実施できている。	51	参加者の自主グループ化など、教室終了後も主体的に取り組むことができるよう、方向性を示唆しながら取り組んでいますか？	はい	いいえ	■工夫していること		◆実績報告	1	2	3	4	5	×1
小計															15	

業務名	大項目	No.	業務基準	No.	自己評価		状況(包括支援センター記入)	状況(担当班記入)	確認資料等	評点					
					はい	いいえ				1	2	3	4	5	×1
三 介護予防事業 ・ 任意事業	Ⅷ・介護者のつどい・介護者教室	36	介護者の介護に対する課題やニーズを把握し、介護負担を軽減するための内容を実施できている。	52	地域の介護者が抱えている課題やニーズを統計データやアンケートを活用し、客観的に分析、把握していますか？	はい	いいえ	■取組み状況	◆実績報告	1	2	3	4	5	×1
				53	把握された課題の解決を図るための介護者教室、つどいの企画・開催ができましたか？	はい	いいえ								
		37	内容に適した効果的な募集(周知)、利用しやすい会場の選定、開催時間の設定ができています。	54	募集(周知)方法、会場選定、開催時間の設定などを考慮し、効果的な実施ができましたか？	はい	いいえ	■工夫していること		1	2	3	4	5	×1
				55	効果を測定するためのツールを用意し、事業の評価を行っていますか？	はい	いいえ	■実施状況							
		38	参加者に介護を継続する上での意識の変化が見られた。	56	参加者の負担感が軽減されたり、介護への意欲が高まるなどの変化が見受けられましたか？	はい	いいえ			1	2	3	4	5	×1
		小計										15			
	Ⅸ・住宅改修理由書作成支援	39	施工事業者等の公正・中立な情報を提供し、訪問調査等によるアセスメントを経て、顕在的なニーズの他潜在的ニーズを把握して日常生活動作改善に役立つ改修プランを提供している。	57	住宅改修ありきではなく、福祉用具の活用など、課題としている生活動作を改善する最良の方法を利用者と共に考えていますか？	はい	いいえ	■取組み状況(工夫していること)	◆実績報告	1	2	3	4	5	×1
				58	的確なアセスメントにより、様々な方向から改修方法を検討し、最も適切と考えられる改修プランを提案していますか？	はい	いいえ								
				59	特定の施行業者に偏ることなく、公正・中立な情報を提供していますか？	はい	いいえ								
		小計									5				
合計点									300						

※大項目(I~IX)ごとの評価得点が50%以上、かつ合計点が60%以上であることを評価における合格の基準とします。

評価基準	
5	基準を大幅に上回っている
4	基準を上回っている
3	基準
2	基準を下回っている
1	基準を大幅に下回っている

平成24年度

佐倉市地域包括支援センター評価結果一覧

センター				A		B		C		D		E		満点 (小計×委員数)
業務名	大項目	項目数	傾斜配分	得点	得点/満点									
共通業務	運営体制	6	×1	123	(82.0%)	123	(82.0%)	125	(83.3%)	113	(75.3%)	126	(84.0%)	150点 (30点×5人)
	業務管理	6	×1	123	(82.0%)	120	(80.0%)	123	(82.0%)	121	(80.7%)	120	(80.0%)	150点 (30点×5人)
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント	6	×3	342	(76.0%)	345	(76.7%)	348	(77.3%)	330	(73.3%)	342	(76.0%)	450点 (90点×5人)
	総合相談	6	×2	230	(76.7%)	242	(80.7%)	244	(81.3%)	234	(78.0%)	234	(78.0%)	300点 (60点×5人)
	権利擁護	3	×2	108	(72.0%)	108	(72.0%)	120	(80.0%)	108	(72.0%)	104	(69.3%)	150点 (30点×5人)
	包括的継続的ケアマネジメント	5	×1	90	(72.0%)	92	(73.6%)	100	(80.0%)	94	(75.2%)	90	(72.0%)	125点 (25点×5人)
介護予防事業・任意事業	介護予防講座	3	×1	56	(74.7%)	54	(72.0%)	60	(80.0%)	54	(72.0%)	55	(73.3%)	75点 (15点×5人)
	介護者のつどい・介護者教室	3	×1	55	(73.3%)	55	(73.3%)	58	(77.3%)	53	(70.7%)	54	(72.0%)	75点 (15点×5人)
	住宅改修理由書	1	×1	18	(72.0%)	18	(72.0%)	19	(76.0%)	20	(80.0%)	17	(68.0%)	25点 (5点×5人)
合計				1,145	(76.3%)	1,157	(77.1%)	1,197	(79.8%)	1,127	(75.1%)	1,142	(76.1%)	1,500